農住組合法施行規則の一部を改正する省令

農住組合法施行規則（昭和五十六年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

総理府
建設省

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（測量又は検査の通知）	（測量又は検査の通知）
第八条　（略）	**第八条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第十一条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告をする者は、その公告の内容について、前項の規定により行う掲示の期間、当該者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。	（新設）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省環境省令第一号

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令三百八十号）の施行に伴い、並びに特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第三十二条第一項及び第五十七条の規定に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令を次のように定める。

令和六年三月十九日

経済産業大臣　**齋藤　健**
環境大臣　伊藤**信**太郎

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令

第一条　特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）の施行の際現に改正令による改正前の特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第一条第二号ロに掲げるテレビジョン受信機が廃棄物となったものの区分に係る特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第三十二条第一項の指定を受けている者は、改正令の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正令による改正後の特定家庭用機器再商品化法施行令（以下「新施行令」という。）第一条第二号ロに掲げるテレビジョン受信機が廃棄物になったものの区分に係る法第三十二条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

第二条　新施行令第一条第二号ロに掲げるテレビジョン受信機が廃棄物となったものに係る法第三十二条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同項及び法第三十四条から第三十六条までの規定の例により行うことができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第三号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条及び第三十条の十五の規定に基づき、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十九日

防衛大臣　木原　稔

陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則等の一部を改正する省令

（陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則の一部改正）

第一条　陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（部及び課）	（部及び課）
第五十八条　師団司令部及び旅団司令部に、次に掲げる部を置く。	**第五十八条**　師団司令部及び旅団司令部に、次に掲げる部を置く。
第一部	第一部
第二部	第二部